

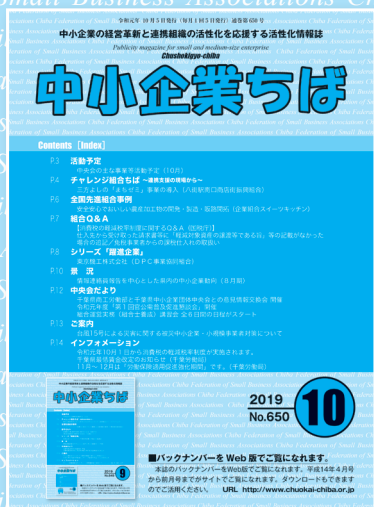
中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

- P.3 **活動予定**
中央会の主な事業等活動予定（11月）
- P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**
予算作成と予実績管理～工賃倍増5カ年計画作成のために～（企業組合あしたね）
- P.6 **全国先進組合事例**
生まれ変わった共同店舗で地域住民へ快場の提供（協同組合東出雲ショッピングパーク）
- P.7 **組合Q&A**
キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）について
- P.8 **シリーズ「躍進企業」**
株式会社京葉エナジー（千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合）
- P.10 **景 況**
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（9月期）
- P.12 **中央会だより**
外国人技能実習制度適正化事業 第1回適正化講習会 開催
令和元年度 第1回金融懇談会 開催
関東甲信越静岡ブロック中小企業組合士協議会 全体研修会を千葉県で開催（千葉県中小企業組合士会）
- P.13 **ご案内**
令和2年 中小企業団体千葉県新春交流会のお知らせ
退職積立を見直しませんか（千葉県中小企業団体中央会 特定退職金共済制度のご案内）
- P.15 **インフォメーション**
令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害の影響を受けた事業者の皆様へ
～「失業給付」と「休業手当を支払う場合の助成金」のお知らせ～【千葉労働局】
台風15号の被害に対する追加の金融支援について【セーフティネット資金（市町村認定枠）】【千葉県】
小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）について【中小機構】



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（11月）

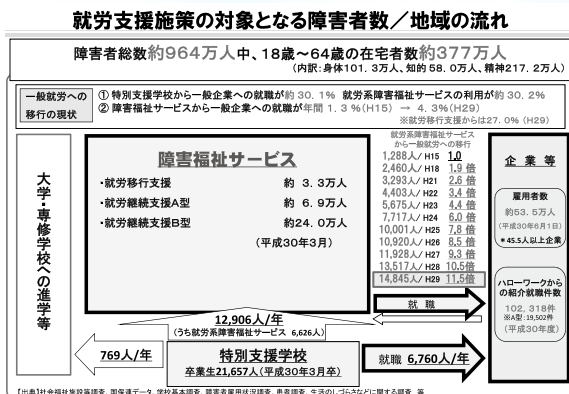
令和元年10月10日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/ 6	水	組合後継者等育成事業（青年部研究会） 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
11/ 8	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
11/ 8	金	連携組織活性化研究会 対象：協同組合佐原信販	
11/ 8	金	連携組織活性化研究会 対象：協同組合シー・ソフトウェア	工業連携支援部
11/13	水	連携組織活性化研究会 対象：鴨川温泉旅館業協同組合	経営支援部 ☎043・306・3282
11/17	日	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	商業連携支援部
11/22	金	新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会） 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、製造業関係会員組合等	工業連携支援部
11/24	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県医薬品小売商業組合	商業連携支援部
11/29	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉民医連事業協同組合	
■ 組合等基盤強化事業			
11/18	月	組合事務局強化事業（組合活性化策等検討会） 対象：千葉県中小企業団体事務局責任者協会、千葉県中小企業組合士会	経営支援部 業務推進部 ☎043・306・3283
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/ 6	水	ふさの国 商い未来塾（第9回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/20	水	ふさの国 商い未来塾（第10回） 対象：商店街若手リーダー等	
■ 団体等運営支援事業			
11/15 16	金 土	令和元年度組合青年部全国講習会（秋田県）	工業連携支援部
11/18	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 組合活性化策等検討会	経営支援部
11/18	月	千葉県中小企業組合士会 情報提供事業（組合活性化等検討会）	業務推進部
11/18	月	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：市川市商店会連合会	商業連携支援部
11/22	金	千葉県異業種交流融合化協議会 中小企業連携促進県大会	工業連携支援部
11/28	木	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：柏市商店会連合会	商業連携支援部
11/29	金	千葉県異業種交流融合化協議会 第2回中小企業施策研究会	工業連携支援部
■ その他			
11/ 7	木	第71回中小企業団体全国大会 場所：鹿児島アリーナ（鹿児島市）	総務部 ☎043・306・3281

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補 助 事 業 名	平成30年度連携組織活性化研究会			
対 象 組 合 等	企業組合あしたね			
	▼組合データ			
	理 事 長	組田 香織	住 所	千葉市花見川区長作町 2499 - 6
	設 立	平成 23 年 10 月	業 種	その他の障害者福祉事業
	組 合 員	5人		(障がい者就労支援事業 B 型事業所)
テ ー マ	予算作成と予実績管理 (工賃倍増5カ年計画作成のために)			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (TEL 043-306-2427)			
専 門 家	経営コンサルタント 米田 和晋 (グロービス経営大学院MBA)			



▲障害福祉サービスからの就職者について(出典:厚生労働省HP)

皆様に馴染みのない「障がい者就労継続支援事業A型、B型」とは、どのようなものでしょうか？

就労支援事業の目的は障がい者(利用者と言います)の就労を通じ、経済的自立を促し、社会参加を実現する事で、行政と提供事業所が協働してサービスを提供しています。その中で、雇用契約を結ぶのがA型、雇用契約の締結が困難な方に就労機会を提供するのがB型で、あしたねはB型事業所を運営しています。

障がい者就労継続支援事業とは？

では、障がい者就労支援事業で支払われる工賃(賃金)はどれくらいでしょうか？

実はB型事業所の平均工賃は15,603円(千葉県では14,308円)、時給換算で205円(2005円)でしか有りません。この金額で自立した社会生活が送れるでしょうか？

平成29年度平均工賃(賃金)

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数(箇所)	平成28年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援B型事業所(対前年比)	15,603円 (102.0%)	205円 (103.0%)	11,225	15,295円	199円
就労継続支援A型事業所(対前年比)	74,085円 (104.8%)	818円 (102.9%)	3,546	70,720円	795円

▲平均工賃(賃金)月額の実績について(出典:厚生労働省HP)

障がい者の就労継続支援事業をサポートしている私たちは、「この金額では不十分、最低3万円の工賃に障害者年金や各種支援を合

わせて初めて自立した社会的生活を送れる」と考えています。実際に厚労省でも「工賃倍増5カ年計画」として平成24年度から継続した取り組みを行っていて、民間企業のノウハウを活用した工賃水準の向上と一般就労移行促進を目指しています。

今回の企業組合 あしたねへの研究会はこのような前提の元に「工賃を向上するためには何が必要か」を考える場として設定されました。

就労支援事業の内容と課題

就労継続支援事業は、利用者に対する給付費により運営されており、一方で利用者の工賃は利用者が自分で働いた労働の対価として事業の収益を分配する事になっています。この、「労働の対価を受け取る」という事が障がい者の達成感や成長を促進し、その収入を元にした社会参加によって更なる成長に繋がっていくと考えられています。(補足：事業所職員の給与や施設自体の家賃等は給付金によって賄われ、工賃は売上から直接原価・直接経費を除いた収益から分配されます)

では、障がい者の就労事業とはどのようなものイメージしますか？

従来通りの請負作業を行っている事業所も多くありますが、その作業工程や製品内容は健康者にひけを取りません。お菓子やパンなどの食品の製造販売や飲食店の運営、自主製品の製造販売など多様な内容です。また、行政機関からの受託で施設や公園等の清掃を行うなど、各種の作業を行っています。

このような事業を行い、3万円以上の工賃を支払って居る事業所もあります。平均は半分です。

なぜ、せっかくの良い仕事をしながら、適切な工賃を支払うことが出来ないのでしょうか？ 仕事の選択や、オペレーションの仕方に課題があるか？ 値付けや販売チャネル、マーケティングに問題が無いのか？ 障がい者に対する支援・サポートが適切に行われているか？

これらの課題を解決する方向を探るのがこの研究会の目的の一つです。

あしたねの事業と研修テーマ

企業組合あしたねでは、設立以来小型家電の分解リサイクルや加

工受託を中心に、事業所でのカフェ等も行ってきましたが、十分な成果が上がっていませんでした。

そんな中、事業内容の改善のために一昨年から花見川区役所の食堂運営を受託し取り組んで来ました。今回の研修はこの食堂事業の軌道乗せと従来事業の見直しによる工賃倍増計画（中期計画）作成のための組合員のスキルアップが目標になります。

予定した研究会の内容

- 第1回 就労支援事業の意義と企業組合の理念
- 第2回 就労会計と売上・利益
- 第3回 競合分析とマーケティング
- 第4回 工賃目標達成のための計画作成
- 第5回 中期計画作成
- 第6回 四半期決算による実績・計画管理

今回の研究会は、二部構成を取り、前半で座学、後半では実際の事業の数字を見ながら改善策を考える時間をとり、単なる研修に終わらずに身近な知識として身につくように配慮しました。また、収益を上げるための工夫に留まら

ず、福祉系のマインドを満たしながら利用者のための活動が工賃向上に繋がるような意識付けを心がけ、職員の自主性と満足度を上げる事を行いました。

事業の成果

今回の研修会を通じ、花見川区役所食堂事業の収益性は大きな改善をする事が出来ました。

通常、利益増のためには売上の拡大を考えますが、今回は逆に値上げと提供数量の制限により無駄のない仕入と作業効率の改善を行い、利益率のみでなく利益額も伸ばしています。これは、職員一人一人が利益を出す構造を理解し、最大利益額を得るための試算と、それを実現するための仕組みを考え実行した事によります。

同時に、今後の工賃倍増計画実現のために必要な事業規模、利用者数、職員体制などを、経営ベースと利用者満足ベースの双方から検討する事が出来、新しい事業案を同じ視点から評価判断する事が可能と成りました。

今後の事業展開・展望

企業組合あしたねの事業規模や

成果はまだまだ小さなものです。就労支援事業においては一般企業とは異なり、利用者数や設備・配置基準の制約から投資による規模拡大が難しいという面があります。工賃倍増計画の達成は難易度が高いのは事実ですが、事業目標の方向性の共有とやれることの理解は出来たと思います。今回の研究会を基に事業の将来性と計画実現の為の制約要因の理解を進めながら目標に向けて進んでいけると確信しています。

一般企業の皆様へのお願い

障がい者の工賃向上達成のためには皆様方のご協力が必要です。健常者が1時間で出来る作業が障がい者では3時間、4時間掛かるかも知れませんが、結果が同一であれば成果物に対して同一の評価をして頂ければ幸いです。適切な評価とご指摘が障がい者の就労意欲を高め、社会参加を実現する力となります。

経営コンサルタント 米田 和晋
(グロービス経営大学院MBA)

テーマ

共同事業の新展開・既存事業の再生

生まれ変わった共同店舗で地域住民へ快場の提供

協同組合東出雲ショッピングパーク

アンケート調査に基づく裏付け資料を基にハード整備を行ったことにより、店舗側の構想だけでなく、より地域住民・消費者のニーズを捉えたりリニューアルを完成させた。

背景・目的

少子高齢化時代の中、県外資本のデイスカウントストア、ドラッグストアやコンビニエンスストアが周りに多く出店し、売上高も減少している。今後、組合の経営を維持していくためには、組合と各組合員の経費削減と効率化を図りながら、来店し、購買してもらえようという、店舗運営を図っていくことが重要な課題になっている。

取組みの手法と内容

平成28、29年度地域・まちなか商業活性化支援事業（経済産業省・中国経済産業局管轄）に応募し、

採択された。当事業で実施したアンケート調査分析を参考としながら、新惣菜開発のために製造作業場の整備等ハード面の整備を行い、地域住民のニーズの把握と、調査結果を踏まえた組合員同士の現状把握、意識改革にもつながった。

また、松江市と連携し、高齢者向け健康便利惣菜メニューと新サービスについて検討。組合員の企業に所属する管理栄養士を中心に月1回の惣菜開発会議を開き、高齢者を中心とした健康相談に応じた惣菜メニューの開発を行った。さらに当組合で「そうざい製造」許可を取得したことにより、2号店への配達が可能となり、各店舗で製造に携わっていた従業員を集約して製造業務と販売業務を分離。業務を特化させて製造の効率化を図ることにより、労働生産性の向上、営業時間の短縮、セミセルフレジの投入など、人手不足対策と生産性向上にも対

応可能となった。今後も運営を効率化させることで売上げの向上を目指している。

また、近隣の住宅開発の進展により、若年人口が流入しており、「コストコ」の商品売り場を設けることで、若年層の取り込みに向けた新たな魅力づくりを推進すると共に、バリアフリー環境の整備や健康相談会の実施、福祉施設への注文配達の実施を検討する等、主要顧客である高齢者の更なる利用拡大に向けた魅力づくりを推進している。

成果と所要因

成果としては、惣菜作業場の拡充により、主婦層や単身世帯、高齢者ニーズに応じた惣菜開発（健康相談に応じた惣菜メニューの開発・提供）及び製造体制の改革を実施できる体制を確立したことが挙げられる。

また、成功の要因は、高齢者支援を推進する行政、店舗診断に精通

した専門家、支援機関が一体となって取り組んだことである。



セミセルフレジの導入

協同組合東出雲ショッピングパーク

住所：〒699-0110
島根県松江市東出雲町
錦新町8-1-3
設立：平成9年1月
出資金：5,010千円
電話：0852-52-7601
URL：－
業種：異業種
組合員：5人

組合 Q & A

キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）について

【Q1】キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）の概要を教えてください。

【A1】消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、10月1日からオリンピック・パラリンピック直前の2020年6月末までの9か月間実施される中小・小規模事業者向けの支援制度です。

対象となる中小・小規模店舗は、キャッシュレス化するに当たり、①決済手数料補助（※）、②端末補助など支援が受けられます。また、③キャッシュレスで支払った消費者へのポイント還元の原資も国が負担します。

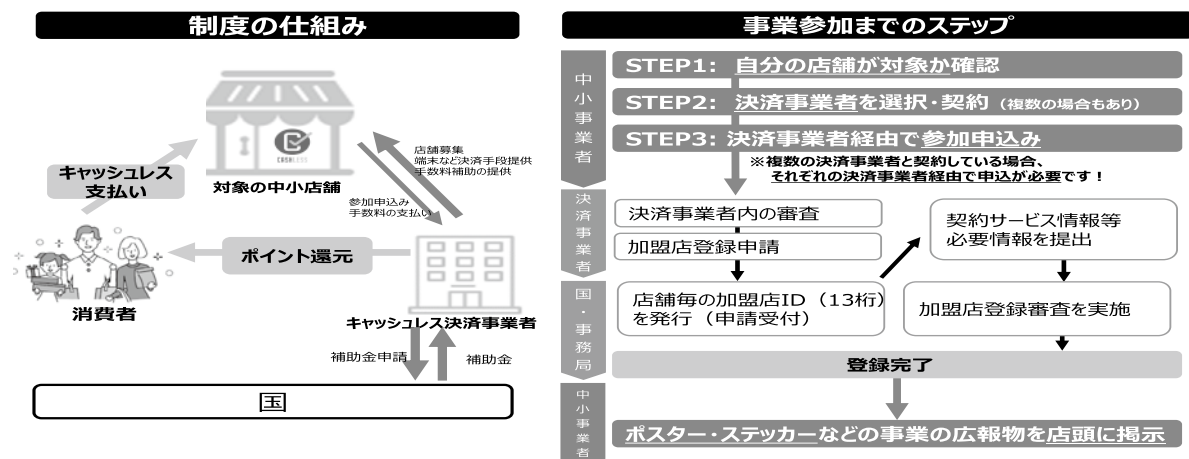
※なお、期間後の決済手数料水準を含め、決済事業者の提供プランを一覧化。中小・小規模店舗が、決済事業者のプランを比較検討できるようになっています。

5%還元となるお店 ～中小・小規模の店舗～		ポイント還元の支援内容		
(例)		加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
2%還元となるお店 ～フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド～		実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)		
(例)		中小・小規模事業者	負担ゼロ	5%
ECサイトも対象 (例) amazon, YAHOO! JAPAN ショッピング, Rakuten		フランチャイズチェーンガソリンスタンドなど	×	2%

【Q2】この事業に参加するまでの流れを教えてください。

【A2】中小店舗の本事業への参加申込みなどの手続きは、キャッシュレス決済事業者経由で実施します。

中小店舗は、①本事業の対象となる場合は、②選択した決済事業者経由で③参加を申込み（登録申請）します。登録が完了したら送付されてくるポスターやステッカーなどを店頭に掲示し準備は完了です。



◎本件に関するお問合せは、下記「お問合せ先」をご参照下さい。

また、本会では消費税率10%への引上げや軽減税率制度の実施、インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応等、組合及び組合員企業における各種ご相談に関し、無料の専門家派遣を実施しております。詳しくは本会業務推進部までお問合せ下さい（☎ 043-306-3283）。

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）



0570-000655

ナビダイヤル 受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を誤り、個人情報を開き出そうとする電話等にご注意ください。

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>

テーマ 廃棄物処理計量時におけるASPシステムの提供

千葉県廃棄物リサイクル事業協同組合 組合員企業

株式会社京葉エナジー

本会では、県内中小企業の経営革新への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な経営目標（数値目標）の設定を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の支援、特許関係料金減免等のほか、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきなりお？

当社は、千葉市を拠点に事業を展開する一般

廃棄物処理業者です。地域における廃棄物処理の重要な担い手として、専門的な知識の習得及び技術の向上を図りながら、社員一丸となって日々の業務に努めています。

廃棄物の適正な処理の推進は、私たちの生活環境の保全、持続可能な社会の発展にとって欠くことのできない重要な取り組みです。

当社としては、生産性の向上と信頼性を高い次元で共存させながら、経営の向上を図りたいと考えていました。

テーマは？

1. テーマ

『廃棄物処理計量時におけるASPシステムの提供』

2. 計画期間

▽平成28年10月～令和元年10月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●業界の課題

近年、排出事業者の責任拡大に伴い、廃棄物処理業者の選定基準は厳しいものがあり、処理

業者に対しリサイクル率と品質の向上が求められつつある。その反面、各企業は利益重視型経営にシフトし、コスト削減の取組が常態化している。また、処理業者に対しても大幅な規制強化が図られ、法令違反や欠格事項（人的、経理的基礎要件）に該当する場合、自治体は許可を取り消すことが義務付けられており、処理業者はコンプライアンスをより一層重視しなければならない状況におかれている。

●当社及び当社と同規模の同業者の課題

既存の廃棄物処理における計量の仕組みは、収集運搬車にポータブル計量器を積載し、作業員自身が廃棄物を収集後、ポータブル計量器に廃棄物と一緒に乗り、計量器に表示された数値を目視で確認し、自分の体重を差し引いた重さを手作業で計量している。計量した後は、計量表に手書きで計量結果を記入し、収集業務終了後、事務員に手書きの計量表を提出。その後、事務員が計量表を基にパソコンに収集結果を入力し、請求書を発行するなどして、お客様に報告している。

一方、この計量に関しては、運搬車へ計量機

を取り付けることで解決できるが、計量機がオプションで1台約100〜200万円と高額なため、大手を除くほとんどの同業者が導入することが出来ていない現状にある。

こうした背景の中、我々中小の処理業者は、廃棄物の計量を人の目と手作業で行っているため、計量の失念、人によって計量が曖昧、さらに、計量後の記録モレや誤字脱字、字が読めない等の問題が発生している。

●新たな取り組み

そこで当社は、右記課題に対応するため、以下の具体的な対策を行うこととした。

▼1社単独で計量システムを購入して利用すると、導入からランニングコストのトータルで数百万円以上かかってしまう。中小企業の同業者が高額なシステムを導入できる企業は極わずか。

そこで当社は、システム開発業者と共同でゴミ収集集計システムを開発する。システム構築とサーバーはシステム開発業者に依頼し、管理運営は当社が行う。1つのシステム(ASP※)で、会社ごとにパスワードとIDを付け、システムをシェアリングし運営することで、低価格でシステムを提供することを可能とする。

※ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダの略語。ソフトウェアを実行するためのプログラムをインターネット上のクラウドに置き、インターネットを通じてプログラムにアクセスすることで、ソフトウェアを利用することができる仕組みのこと。

▼収集運搬作業員の計量作業に、BluetoothやWi-Fi機能が付いている体重計とスマートフォン

やタブレットを導入し、アプリケーションを通じて各スマートデバイスを連動させ、的確な計量と計量時の記録モレ等を解消し、業務終了時の報告の簡素化・利便性向上を実現する。

▼今回開発するゴミ収集集計システムは、廃棄物処理計量時、市販のBluetoothやWi-Fi機能付き体重計に、収集運搬作業員が廃棄物ごと体重計に乗り計測する。計測データは、自動的に収集運搬作業員が携帯するスマートフォンやタブレットに転送され、その後、クラウドサーバーに格納。自動で計量及びデータ収集を行うことができるため、従来の計量の目視確認・事務員の計量結果入力作業削減・手作業計量による計量モレや誤字・脱字等といった計量の曖昧さを排除できる。

また、顧客(排出事業者)に対し、月ごとの廃棄物データの管理を明確にし、透明性のある電子データを提供することで顧客の信頼が得られる。

今後の事業展開は？

(※計画申請時における展望)

本システムを自社利用(顧客である排出事業者)に提案・実施し、その囲い込みを図るとともに、新規顧客の獲得を目指す。するだけでなく、同業者をターゲットとした事業化(本システムを低価格で提供し、月間利用料として新たな売上の軸を構築する)に取り組む。

当面は、展示会等への出展や直接営業等によるPR、また、HP上での発信や既存顧客へのDM送信等により、売上の向上を図る。

社長さんの一言

今回このようなプロジェクトに取り組んだ理由は、経営の向上を図ることが目的ではありませんが、全ては、「業界のイメージを変えたい。」そんな想いを持っている当社の考え方から出てきた案でした。自社だけではなく、同業他社も巻き込み業界全体で発展していくことに、当社の未来もあると考えています。業務範囲が地域密着ということもあり視野が狭くなり、固定概念に支配されがちですが、地域はもとより、業種に囚われず、当社が目指す方向へ進めるようにこれからも新しく、利害関係者すべての人がワクワクするような事をしていきたいと考えています。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します ☎0433063282



企業プロフィール

- 【団体名】 千葉市廃棄物リサイクル (協)
- 【企業名】 株式会社京葉エナジー
- 【代表者】 岩崎 剛士
- 【所在地】 千葉市稲毛区長沼原町716-2
- 【電話番号】 043-250-8811
- 【従業員数】 320名 (パート含む)
- 【業 種】 一般廃棄物処理業
- 【URL】 <https://www.keiyoenergy.co.jp/>
- 【承認年月日】 平成28年9月29日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和元年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から10に増加。「減少した」業種は10から4に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から8に減少。「減少した」業種は9から11に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は1から6に増加。「悪化した」業種は14から9に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6から7に増加。「減少した」業種は7から8に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は3から10に増加。「減少した」業種は11から10に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2から6に増加。「悪化した」業種は16から13に減少。

製造業

■しよ油・食用アミノ酸製造【県内全域】

台風関連について、台風15号により多くの被害があった。特に停電により操業がストップした組合員企業もあった。また、災害時における醤油組合相互応援協定書に基づいて応援体制の準備をしたが、今回は組合員企業が自力で工場復旧の対応をした。

■漬物製造【県内全域】

台風15号の影響で工場や従業員に被害があった。

■パン・菓子製造【県内全域】

台風15号の被害に見舞われた組合員は、建物・設備等で50件近くあり、屋根の破損により倉庫内の包材、材料等の被害、停電により冷蔵庫、冷凍庫の内の製品、材料の廃棄処分をしている組合員が100件近くありました。金額にして数百万の方もあります。特に、9月は、敬老の日等の行事が多い月であり、それに伴うイベントの注文がキャンセルになるなど、納品不可能による損失もあります。

■製材【県内全域】

業界全体に仕事がなく、木材の単価が上昇しないなどの深刻な事態になっている。

■印刷・同関連業印刷【県内全域】

印刷用紙の不足が、続いている。また、台風による停電が2日間続いた。

■電気鍍金【県内全域】

前月8月は稼働日数が少なかったが、今月は売上高は増加している。また、業界の状況は厳しく改善の見通しはない。

■鉄工【千葉】

大手企業からの発注が一段と減少傾向が強まり、売上減少となる組合員が多い。先行きについても景況感の更なる悪化を懸念する組合員も多い。

■機械部品製造【野田】

稼働日数が増えた分売上が増えているが、芳しくない。輸出関連企業、素材関連企業は相変わらず良くない。需要減と後継者難のため、客先の廃業が出てきた。

■機械部品製造【流山】

消費税増税前であるが、特に大きな動きはない。業種により、発注が減少しており、全体的にみても景況は悪くなっているようである。

■機械部品製造【柏】

今月は前月より稼働日数が増えた分の売上が増加した。

【金属製品】

【船橋】

前月比・前年同月比で売上は増加したが、収益状況は思わしくなかったため、先々に不透明感があり、先行きが懸念される。

【採石】

【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分場や国土交通省関連の南北線の事業の出荷が始まり、ようやく本格的な操業となり、全体の採石の出荷量も前年同月比209.7%と持ち直してきた状況にある。

【土砂採取】

【県内全域】

台風15号による山砂製造工場は、大規模停電によりプラントを稼働できずに1週間以上も操業が滞っている模様である。人的被害はなかったものの、記録的な暴風によりプラントのベルトコンベアが倒れ、工場内の倒木の被害が出ており、細骨材の供給が平常に戻るのには下旬以降とみられるが、被害状況は把握できていない。

【非製造業】

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

台風15号により、建物に複数の被害があった。(壁やサッシ、看板、ガラスの破損など)。幸い、人的被害はなかった。

【青果卸売】

【千葉】

台風の影響で青果物によって、価格が上昇した。また、取引先が停電で休業等があり、荷物の動きが鈍い。都市部近郊の青果物の出荷の影響がこれから出そうである。更に、軽減税率の対象となる業界であるので、その対応がしばらく続く模様である。

【自動車解体】

【県内全域】

引き続きスクラップ価格が下落し、どこまで下落するのか不安である。また、台風15号の関連の組合員の被害状況は県中央部、南部を中心にあり、設備の被害も多少あるが、停電により、営業日が2〜4日くらいは少なくなり、売上は大幅に減少した。

【乾物卸売】

【県内全域】

台風15号による組合員の被害は、停電による影響が大きかったようである。また、建物の損壊及び冠水による被害は程度に差はあるが軽微だったようだ。海苔生産シーズン前であったため、生産への影響はほぼなかった。

【小売】

【柏】

小売業全体に景況は悪化している。消費税増税による駆け込み需要もあまりない。

【電器機器小売業】

【県内全域】

消費税増税前の駆け込み需要の為か、珍しく売り上げ増に貢献した。エアコン、白物家電も順調に伸びた。

【青果小売】

【千葉】

消費税増税前の為か、スーパー関係の売上はそこそこ良かった。しかし、台風15号の影響が深刻な組合員も出ている。10月は消費税増税直後であるが、イベント事も多い月だけに注目したい。更に、消費税軽減税率に伴う各店舗の対応の遅れが目立っている。

【中古車販売・仕入】

【県内全域】

消費税増税前の中古自動車の買い替えが発生したようである。台風15号の影響により、被災した組合員が多く、停電、復旧作業などで営業に支障がでたと報告を受けている。また、消費税増税に伴い、自動車税制が改正されたので、会員向けの周知を今後も続けていく。

【小売】

【東金】

9月20日くらいまでは、100%前後で推移していたが、21日以降から売上が伸びた。全般的に後半は売上が伸びた。台風15号の影響で、飲食・食品は売上が伸びた。9月末時点では、食品関係のみ

100%となった。また、組合員の資金繰りの厳しい状況が続いているとともに人手不足も続いている。

【小売】

【野田】

売上・客数ともに前年同月比を上回ったが、消費税増税前の駆け込み需要は、あまり見受けられなかった。

【自動車一般整備】

【県内全域】

台風15号の影響により、多くの組合員整備工場が被災し、未だに復旧していない。また、千葉県の一部の地域で自動車検査証(車検)の有効期間が延長された。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

台風15号の被害による廃棄物処理の依頼が殺到し、業界全体が手一杯の状況となっており、落ち着くには2か月位かかりそうです。

【内装工事】

【県内全域】

建設関連の人手不足が更に厳しくなっている。

【貨物運送】

【野田】

売上前年度比は増加したが前月比は減少した。ドライバー不足や高齢化、後継者不在等、いくつかの問題を抱える組合員もいる。

【輸出入】

【県内全域】

9月の売上は前月比・前年同月比とも増加した。

外国人技能実習制度適正化事業 第1回適正化講習会 開催

本会は、10月3日、千葉市内において、「令和元年度外国人技能実習制度適正化事業における第1回適正化講習会」を開催した。

国際貢献を目的とする「外国人技能実習制度」は、平成5年の制度創設から数次の改正を経て仕組みの整備が進められ、平成30年末の統計では、技能実習生の在留者数が32万8千人を超えるまでに発展し、実在留外国人(約273万人)の9人に1人が技能実習生となっている。

また、一昨年11月に施行された、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく新制度では、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制など、技能実習制度における管理監督体制が一層強化され、外国人技能実習生共同受入事業を行う事業協同組合(監理団体)においては、より厳格かつ適正な制度への対応が求められることとなった。

本講習会は、以上の点等を踏まえて行ったもので、会員組合における技能実習生の円滑な受入れを支援することが目的。

内容は2部構成で、前半は外国人技能実習機構の監理団体部長、鈴木信宏氏から『外国人技能実習制度の現状と監理団体の適正運営』と題する講演が行われ、続く後半では、特定社会保険労務士の永井知子氏による、『外国人雇用の留意点・監理団体運営のポイントと新在留資格「特定技能」について』をテーマとした講演が行われた。永井氏からは、技能実習生の適正な雇用管理や労働条件の確保対策等のほか、監理団体の関係者等が高い関心を寄せている新在留資格「特定技能」を含む外国人材の雇用等に関する留意点について、ご自身の経験談や事例等を交えながら幅広くお話をしていた。

令和元年度 第1回金融懇談会 開催

10月7日、千葉市内で「令和元年度第1回金融懇談会」が開催された。

これは、組合金融に精通した、(株)商工組合中央金庫の千葉、松戸両支店との間で例年実施しているもので、中小企業組合の現状等に係る情報の共有等を目的としている。当日は、①組合設立状況、②国へ

の要望事項、③経営革新計画策定支援業務、④最近の金融情勢について双方より説明があり、その後、県内の組合や中小企業の業況等について意見・情報交換が行われた。同懇談会は本年度も2回の開催を予定。第1回は(株)商工組合中央金庫が主催し、第2回目は本会の主催で来年2月の開催を予定している。

令和元年度関東甲信越静ブロック 中小企業組合士協議会 全体研修会を千葉県で開催

関東甲信越静ブロック中小企業組合士協議会は、去る9月13日、野田市内において全体研修会(千葉県中小企業組合士会主催)を開催した。本協議会は東京、神奈川、埼玉、静岡、長野、千葉の各組合士会(協会)で構成され、当日は来賓を含む60余名の組合士等が参加した。

【視察研修】野田市が誇る世界的な企業、キッコーマン(株)の創業の地(野田市駅周辺)に集合した一行は、「キッコーマン国際食文化研究センター」を視察。同センターは、平成11年にキッコーマン創立80周年記念事業の一環として設立され、「発酵調味料・しょうゆ」を基本とし

た研究活動、文化・社会活動、情報の収集と公開活動を行っている。当日は2班に分かれ、映像資料のほか、常設展示物の閲覧等を行った。

【講習会】視察後は、野田市市民会館(大正13年頃に建てられた、野田の醤油醸造家である茂木佐平治氏の邸宅で、昭和32年に市民会館として開館)に移動。ブロック会長会議の後、全体での講習会を行った(千葉県中小企業団体中央会の組合後継者等育成事業を活用)。

講師には、レストラン業界においてカスタマー・バリエーションの仕掛け人と評されるコメスタ・ドーム(株)顧問の渡邊孝氏を招聘し、『サービス産業・ホスピタリティ産業の極意』と題する講演が行われた。



関東甲信越静ブロック中小企業組合士協議会
講習会後の集合写真

～野田市市民会館の庭園
(千葉県発の国登録記念物)にて～

この後、「コメ・スタ 野田市本店」において懇親会が行われ、各都県の組合士が交流した。

令和2年 中小企業団体千葉県新春交流会

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。

つきましては、関係者の皆様に多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

千葉県中小企業団体中央会

お問い合わせ先 総務部

千葉市中央区富士見 2-22-2

千葉中央駅前ビル3F

TEL:043-306-3281 FAX:043-227-0566

1. 開催日時 令和2年1月24日（金）午後3時30分～午後6時
2. 開催場所 ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴」
3. 参加費 お一人 5,000円
4. 内 容 ① 表彰式（15:30～16:15）
② 賀詞交歓会（16:30～18:00）

※参加申込書を含みます本交流会の開催案内は、本誌10月号に同封しておりますので、詳細は、10月7日付千中発第426号の案内文書をご確認いただけますと幸いです。



▲平成31年 中小企業団体千葉県新春交流会の様子

～退職積立を見直しませんか！！～

千葉県中小企業団体中央会 特定退職金共済制度のご案内

●特定退職金共済制度(特退共)とは

中央会では、中小企業の人材の確保と定着を目的に、従業員の方のための退職金準備制度として特定退職金共済制度（特退共）を実施しています。（引受生命保険会社：大樹生命保険株式会社）

●特退共の主な特徴

- ①本制度は事業主が従業員のために月々掛金を納め、退職金の準備をする制度です。
 - ②掛金は全額損金（又は必要経費）に算入でき、従業員の給与の上乗せにもなりません。
 - ③月額掛金は1人につき1口1,000円から30口30,000円まで実情に合わせてお選びいただけます。
 - ④千葉県中小企業団体中央会の地区内に事業所を有する事業主（法人又は個人）の方であれば、事業所の規模に関係なく、加入（契約）できます。
 - ⑤中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も可能です。
 - ⑥掛金納入期間が1年未満であっても、退職一時金が支払われます。
 - ⑦退職金は直接従業員の方へお支払いいたします。
- ※ご加入の際には、パンフレットにて詳細を必ずご確認ください。

～特定退職金共済制度(特退共)アンケート～

下記のアンケートにお答えいただき、中央会業務推進部宛 FAX(043-227-0566)してください。
(該当する項目に○印をつけるとともに、質問事項にご記入ください。)

1. 検討するので資料が欲しい。
2. 詳しい話が聞きたい。(訪問を希望する日時 月 日 時頃)
3. 加入申し込みをしたい。

事業所名：
ご担当者名：役職名 お名前
所在地：〒
電話番号：

※ご記入いただきました個人情報につきましては、中央会が実施する共済制度の普及促進以外には利用しません。

●お問い合わせ先

千葉県中小企業団体中央会業務推進部 海老根
TEL 043-306-3283
FAX 043-227-0566

●引受生命保険会社

大樹生命保険株式会社千葉支社中央会共済担当
TEL 043-225-7389
FAX 043-225-7957
大樹-KB-2019-917

令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害の影響を受けた事業主の皆様へ
～「失業給付」と「休業手当を支払う場合の助成金」のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者を一時離職させる場合
一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）
が、雇用保険の失業給付を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合は、ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、一時的な離職が終了し、
雇用保険被保険者資格を取得しても、当該一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算
されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 災害に伴う経済上の理由により、労働者を休業させる場合

災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた
事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を
行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金 が利用でき
ます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ 10%以上減少していること。
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5 %を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。



厚生労働省 千葉労働局 ハローワーク

千葉県

令和元年度台風 15 号の被害に対する 追加の金融支援について【セーフティネット資金（市町村認定枠）】

県内 41 市町村に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域において経営安定に支障を生じている中小企業・小規模企業者の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金（市町村特定枠）を追加で設定しました。

この資金は、先に設定した県指定のセーフティネット資金（一般枠）と併せて利用することができます。

1. セーフティネット資金（市町村認定枠）

国が、災害により相当数の中小企業の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定することで、その地域で売上高が減少している中小企業・小規模企業者が利用可能となる融資制度です。

2. 支援の内容

○融資条件

以下の 2 つの事項について、事業所の所在地の市町村長から認定を受ける必要があります。

1. 指定地域（注 1）において 1 年以上継続して事業を行っていること
2. 台風による影響を受けた後、1 か月間の売上が前年同月比 2 割以上減少し、その後 2 か月も同様の見込みであること

※セーフティネット資金（市町村認定枠）の申請は、上記の認定を受けた後、取扱い金融機関（注 2）に相談・申し込みを行うことになります。

（注 1）災害救助法の適用市町村（25 市 15 町 1 村）：千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

（注 2）取扱い金融機関：（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀（都市銀行）みずほ・三菱 UFJ・三井住友・りそな（信託銀行）三井住友（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫

○資金使途等

資金使途：運転資金及び設備資金

融資限度額：8000 万円以内（県指定の一般枠とは別枠）

融資利率：1.0%～1.4%

保証料率：0.75%

3. 県の金融・経営相談窓口

県内の中小企業を対象とした金融・経営相談窓口を、千葉県産業振興センター（043-299-2907 チャレンジ企業支援センター）及び県商工労働部経営支援課（043-223-2707）に設置。

詳細は、下記の URL をご参照下さい。

◎ <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/safty2.html>

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索